岩手県精神保健福祉審議会委員　募集要項

１　趣旨

岩手県精神保健福祉審議会（以下「審議会」という。）は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第９条第１項の規定に基づき、精神保健福祉に関する事項の調査審議等を目的として県が設置した合議制の附属機関です。

今般、審議会の運営に広く県民の意見を反映させるため、委員の一部を公募します。

２　公募委員数

１名

３　委員に応募できる方

(1) 県内に住所を有する方で、公務員及び保健・福祉・医療の業務に職業として従事している方は除きます。

(2) 年に１～２回程度、盛岡市で開催される審議会に出席できる方（原則として平日の日中）。

４　業務内容

審議会に御出席いただき、精神保健福祉に関する事項について、御意見・御提言をいただきます。

５　委員謝金等

審議会に出席する際の旅費及び謝金については、岩手県の規定により支給します。

６　委員任期

令和２年７月１日から令和５年６月30日までとします。

７　応募方法

(1) 応募の際に提出いただくもの。

①　別紙「岩手県精神保健福祉審議会委員　応募申込書」

②　応募の動機について、400字から800字程度にまとめた作文。

（様式は任意です。提出された作文はお返ししません。)

(2) 応募期間及び応募方法

令和２年５月12日（火）から６月12日（金）までの期間に、郵送又は電子メールにより下記事務局あて提出してください。

|  |
| --- |
| 　　岩手県保健福祉部 障がい保健福祉課　こころの支援担当　　〒０２０－８５７０　盛岡市内丸１０－１　　電話　０１９－６２９－５４５０（直通）　　　Ｅ－ｍａｉｌ：AD0006@pref.iwate.jp  |

(3) 選考

応募者の中から書類選考のうえ、公募委員を決定します。

なお、選考結果については、６月下旬（予定）に本人に通知します。

**岩手県精神保健福祉審議会委員**

**応募申込書**

|  |  |
| --- | --- |
| 住　　所 | 〒 |
| （ふりがな）氏　　名 |  |
| 生年月日 | 大・昭・平　　　　　年　　月　　日 | 性　別 | 男　・　女 |
| 職業勤務先等 | （現に職に就かれている場合、役職等がある場合は、記載願います。） |
| 連絡先電話等 | 自宅　・　勤務先　・　その他（　　　　）電　話：　　　　　　　　　　　FAX：メール： |
| 精神保健福祉に係る実践活動歴（※） | 有　・　無（「有」の場合は、その概略を御記入ください。） |
| 作　　文 | 審議会の委員に応募された動機について、400字から800字程度にまとめて本申込書に添付し、提出してください。作文の様式（縦書／横書など）は、問いません。また、提出された作文はお返ししません。 |

※　「精神保健福祉に係る実践活動歴」とは、精神保健福祉ボランティア、当事者会、家族会その他の精神保健福祉に係る活動の経歴であって、職業として従事したものを除きます。